

用地調査等積算基準書(案) (新旧) (抄)

現 行	改 正 案																																																																																		
<p>(略)</p> <p>第6 建物等の調査</p> <p>(略)</p> <p>4 建物の調査</p> <p>(略)</p> <p>(3) 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造(非木造建物Aを除く)、<u>軽量鉄骨造</u></td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造(<u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 工作物の調査</p> <p>(略)</p> <p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">表6-35</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">墳 墓 A</td> <td rowspan="3">10㎡</td> <td rowspan="3">3画地程度</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.05</td> <td>0.05人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.06</td> <td>0.30人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.16</td> <td>0.27</td> <td>0.33</td> <td>0.76人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)	非木造建物B	鉄骨造(非木造建物Aを除く)、 <u>軽量鉄骨造</u>	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造(<u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u>)	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人	技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人	<p>(略)</p> <p>第6 建物等の調査</p> <p>(略)</p> <p>4 建物の調査</p> <p>(略)</p> <p>(3) 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-9</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)</td> </tr> <tr> <td>非木造建物B</td> <td>鉄骨造(非木造建物Aを除く)、<u>軽量鉄骨造(鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む)</u></td> </tr> <tr> <td>非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td>非木造建物D</td> <td>プレハブ造(<u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 工作物の調査</p> <p>(略)</p> <p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">表6-35</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">墳 墓 A</td> <td rowspan="3">10㎡</td> <td rowspan="3">3画地程度</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.05</td> <td>0.05人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.06</td> <td>0.30人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.16</td> <td>0.27</td> <td>0.33</td> <td>0.76人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)	非木造建物B	鉄骨造(非木造建物Aを除く)、 <u>軽量鉄骨造(鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む)</u>	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造(<u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u>)	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人		技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人	技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人
区 分	構 造																																																																																		
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)																																																																																		
非木造建物B	鉄骨造(非木造建物Aを除く)、 <u>軽量鉄骨造</u>																																																																																		
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																																																																																		
非木造建物D	プレハブ造(<u>鉄骨系、コンクリート系、木質系</u>)																																																																																		
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																											
				調 査	図面等	算 定																																																																													
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																												
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人																																																																												
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人																																																																												
区 分	構 造																																																																																		
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)																																																																																		
非木造建物B	鉄骨造(非木造建物Aを除く)、 <u>軽量鉄骨造(鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む)</u>																																																																																		
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																																																																																		
非木造建物D	プレハブ造(<u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u>)																																																																																		
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																											
				調 査	図面等	算 定																																																																													
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人																																																																												
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30人																																																																												
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76人																																																																												

			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16人	
墳墓 B	10m ²	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27人	
墳墓 C	10m ²	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	
墳墓 D	10m ²	3～5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
墳墓 E	10m ²	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

(略)

第7 営業その他の調査

(略)

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。

表7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.26人	
			技師 B	0.26人	

			技師 C	0.16	0.17	—	0.33人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16人	
墳墓 B	10m ²	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27人	
墳墓 C	10m ²	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	
墳墓 D	10m ²	3～5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22人	
墳墓 E	10m ²	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木、**祭し料（弔祭料を含む。）**等について行うものとする。

(略)

第7 営業その他の調査

(略)

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。

表7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.34人	
			技師 B	0.34人	

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。
ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7 3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営 業	事業所 (企業)	—	技師 A	0.57	0.94	0.60	2.11人	
			技師 B	0.57	1.43	1.61	3.61人	
			技師 C	0.57	3.92	—	4.49人	
			技師 D	—	—	0.45	0.45人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

(略)

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
居住者調査	世 帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	0.05	—	0.10人	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.20	0.06	0.05	0.31人	
			技師 C	0.20	0.12	0.09	0.41人	
			技師 D	—	—	0.09	0.09人	

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。
ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7 3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営 業	事業所 (企業)	—	技師 A	0.52	0.68	0.68	1.88人	
			技師 B	0.52	1.63	1.64	3.79人	
			技師 C	0.52	4.06	—	4.58人	
			技師 D	—	—	0.46	0.46人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

(略)

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
居住者調査	世 帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	0.08	—	0.13人	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.06	0.05	0.34人	
			技師 C	0.23	0.16	0.09	0.48人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	

農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.45</u>	<u>0.05</u>	0.06	<u>0.56人</u>	
			技師 C	<u>0.45</u>	0.24	<u>0.12</u>	<u>0.81人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
店 舗	店 舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.26</u>	0.05	0.04	<u>0.35人</u>	
			技師 C	<u>0.26</u>	0.18	<u>0.13</u>	<u>0.57人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.09</u>	<u>0.09人</u>	
事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.17</u>	<u>0.04</u>	0.04	<u>0.25人</u>	
			技師 C	<u>0.17</u>	<u>0.11</u>	0.10	<u>0.38人</u>	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	<u>0.05</u>	0.03	<u>0.16人</u>	
			技師 C	0.08	0.10	<u>0.07</u>	<u>0.25人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.03</u>	<u>0.03人</u>	
倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	<u>0.13</u>	0.04	0.03	<u>0.20人</u>	
			技師 C	<u>0.13</u>	<u>0.12</u>	<u>0.06</u>	<u>0.31人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

(略)

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
(新設)								

農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.66</u>	<u>0.06</u>	0.06	<u>0.78人</u>	
			技師 C	<u>0.66</u>	0.24	<u>0.09</u>	<u>0.99人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
店 舗	店 舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.23</u>	0.05	0.04	<u>0.32人</u>	
			技師 C	<u>0.23</u>	0.18	<u>0.10</u>	<u>0.51人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	
事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.18</u>	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.27人</u>	
			技師 C	<u>0.18</u>	<u>0.12</u>	0.10	<u>0.40人</u>	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	<u>0.04</u>	0.03	<u>0.15人</u>	
			技師 C	0.08	0.10	<u>0.06</u>	<u>0.24人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>	
倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	<u>0.15</u>	0.04	0.03	<u>0.22人</u>	
			技師 C	<u>0.15</u>	<u>0.13</u>	<u>0.07</u>	<u>0.35人</u>	
			技師 D	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

(略)

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮住居、借 家人又は家 賃減収補償 (標準家賃 調査あり)	世 帯	—	技師 A	—	—	<u>0.03</u>	<u>0.03人</u>	補償額算定
			技師 B	—	<u>0.06</u>	<u>0.05</u>	<u>0.11人</u>	
			技師 C	—	<u>0.16</u>	<u>0.14</u>	<u>0.30人</u>	

仮住居又は借家人補償	世帯	—	技師 A	—	—	0.02	0.02人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05人	
			技師 C	—	—	0.13	0.13人	
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06人	
			技師 C	—	—	0.52	0.52人	

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居又は借家人補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
(新設)							
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり）	世帯	技師 A	—	0.02	0.10	0.12人	
		技師 B	0.25	0.06	0.16	0.47人	
		技師 C	0.25	0.17	0.74	1.16人	
		技師 D	—	—	0.09	0.09人	

注 本表は、表7-6、表7-7（一般住家）及び表7-9の合計人員である。

表7-11

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居なし）	世帯	技師 A	—	0.02	0.08	0.10人	
		技師 B	0.25	0.06	0.11	0.42人	
		技師 C	0.25	0.17	0.61	1.03人	
		技師 D	—	—	0.09	0.09人	

仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査なし）	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05人	
			技師 C	—	—	0.14	0.14人	
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06人	
			技師 C	—	—	0.48	0.48人	

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり・標準家賃調査あり）	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13人	
		技師 B	0.28	0.12	0.16	0.56人	
		技師 C	0.28	0.40	0.71	1.39人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり・標準家賃調査なし）	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13人	
		技師 B	0.28	0.06	0.16	0.50人	
		技師 C	0.28	0.24	0.71	1.23人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 本表は、表7-6、表7-7（一般住家）及び表7-9の合計人員である。

表7-11

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居なし）	世帯	技師 A	—	0.02	0.08	0.10人	
		技師 B	0.28	0.06	0.11	0.45人	
		技師 C	0.28	0.24	0.57	1.09人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 本表は、表7 10より表7 9（仮住居又は借家人補償）の人員を控除したものである。

(略)

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数位	備考
営業 その他 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	(新設)			
仮住居、借家人		世帯	1		

注 本表は、表7 10下段より表7 9中段の人員を控除したものである。

(略)

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数位	備考
営業 その他 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人、 家賃減収（標準家賃調査あり）	世帯	1	
仮住居、借家人、 家賃減収（標準家賃調査なし）		世帯	1		

	移転雑費	所有者	1
その他	仮住居 <u>有</u>	世 帯	1
	仮住居 <u>無</u>	世 帯	1

	移転雑費	所有者	1
その他	仮住居 <u>あり</u>	世 帯	1
	仮住居 <u>なし</u>	世 帯	1